

# 第0章 はじめに

## 本ガイダンスの目的

- 技術優位性は、経済安全保障上の観点から、我が国の自律性・不可欠性を維持、強化していく上で、最も不可欠な要素である。また、産業界にとっても、国際競争を勝ち抜き、利益を得ていくための基盤である。これは諸外国においても同様であり、近年、大国間の競争が激しさを増す等国際情勢が不安定化する中で、各国は、大規模な研究開発プロジェクトをはじめとする支援措置や、デュアルユース技術に対する管理強化措置等、技術を巡る施策を強化している
- その中で、国家が主体となって、他国の企業が保有する優れた技術を獲得しようとする動きも加速している。経済産業省が産業界に行ったヒアリングでは、多くの企業から技術流出リスクに直面しているとの声が聞かれる。同時に、役務提供としての技術移転、人材の流出、買収、技術情報の不正取得・開示等多様なケースで技術流出が生じており、その手法も巧妙化しているため、具体的にどのように対処すべきか悩む声も多い。産業界の保有する優れた技術の流出は、我が国の経済安全保障上も深刻な問題であり、産業界自身にとっても大きな経済的損失をもたらすため、官民いずれにおいても、技術流出対策の強化は急務である
- 経済産業省では、外為法に基づき、産業構造審議会安全保障貿易管理小委員会中間報告（令和6年4月）において指摘された技術管理強化のための官民対話スキームを導入する等、規制的手法の強化にも取り組んでいる。しかしながら、技術流出の経路の多様化や手法の巧妙化が常に進んでいる状況において、全ての技術流出リスクに対し、規制的手法によって対処することは現実的ではない。「国が決めた規制さえ遵守していれば良い」と考えている企業は、直ちにこの認識を捨て、自己の利益や信頼を守る観点から、自主的に取組を強化していく必要がある
- 経済のグローバル化が進む現在において、企業の成長にとって、海外の様々な地域における拠点設置、多様で優秀な人材の活用、優れた海外企業との提携等に戦略的に取り組むことが重要である。技術流出を過度におそれ、委縮しては、激しい国際競争を生き残ることはできない。同時に、グローバル市場での成長に伴って高まる技術流出のリスクにも、適切に対処していくことが必要である。技術流出対策は、企業にとって単なるコストではなく、企業活動における将来的なコスト・損失を軽減し、持続的な企業経営を目指す上で必要な投資と認識すべきである（経済安全保障リスクに関して経営者等が認識すべき原則については、経済安全保障経営ガイドライン（第1.0版）も参照）
- 具体的にどのような技術流出対策を行えばよいかは、各企業の置かれた状況や取引の形態によっても様々であり、画一的な正解は存在しない。これが、上述のヒアリングにおける各企業の悩みにもつながっており、ビジネスの過度な委縮をもたらすことも懸念される。このような問題の解決の一助とするため、本ガイダンスでは、想定される様々なビジネスシーンに応じ、どのような技術流出リスクが存在するかを整理し、各企業の好事例等も含め、有効と考えられる技術流出対策を整理し、選択肢として提示する

## 本ガイドス策定に当たってのスタンス

### ● 本ガイドスに記載する対策は企業に対する義務付けではない

- 本ガイドスは、あくまで自主的な技術流出対策の選択肢を提示するものであり、外為法を遵守するための義務事項や、営業秘密として保護されるための要件の解説等を行わない
- したがって、本ガイドスに記載した対策を義務付けるものではなく、技術流出の防止という本ガイドスの目的を達成するために、各企業が独自の手法で取り組むことを妨げるものでもない。むしろ、各企業のビジネスに応じて創意工夫を凝らして効果的な技術流出対策を実践することが期待される

### ● 官民対話に活用する

- 外為法に基づく技術管理対話スキームを含め、技術流出対策を強化するために官民で対話する際に、本ガイドスを参照しながら議論、相談を進める

### ● 企業に対して完璧を求めない（完璧な技術流出対策は存在しない）

- 完璧な技術流出対策は存在せず、どれだけ対策を講じても技術流出を完全に防ぐことはできない
- したがって、各企業は、技術流出を予防することの重要性を認識した上で、本ガイドスに過剰に依存せず、最大限の努力をするという前提の下で本ガイドスを活用する
- 特に中小企業にとっては、全ての対策を講じることは、リソース面から限界がある。取り組める対策から確実に実行していくことが望ましい

### ● 本ガイドスは見直し・拡張されていくものである

- 第1版としては、①外為法に基づく技術管理対話スキームが対象とする生産拠点の海外進出に伴う技術流出と、②産業界においても重要課題と認識されている人を通じた技術流出に焦点を当てた
- 第2版としては、第1版の内容をアップデートするとともに、他企業等に対する技術提供を伴う取引として、③共同研究と、④すり合わせに伴う技術流出に焦点を当てた
- また、研究成果の公開を前提とする競争的研究費のうち、一定の研究開発プログラムについては、内閣府主催の「研究セキュリティと研究インテグリティの確保に関する有識者会議」が取りまとめた「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」に示すリスクマネジメントを実施する必要があるため、参考までに、本ガイドスとの対応関係についても、参考資料としてまとめている
- 完璧な技術流出対策が存在しない以上、本ガイドスは一度策定して完成するものではない。経済産業省では、各企業による独自の好事例の取り込み等、随時アップデートを図っていく

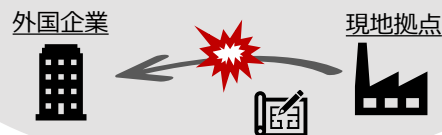
# 技術流出の経路と本ガイダンス構成の全体像

- 技術流出の経路は、役職員等による営業秘密の持ち出しや、転職等に伴う技術者の社外流出、海外の生産拠点からの流出、共同研究やすり合わせ等における取引相手方からの流出等、多種多様である。また、近時は、国家が主体となって、他国の企業が保有する優れた技術を獲得しようとする動きも加速している
- 事業内容や技術戦略を踏まえて特に管理すべき技術が何か、いかなる流出経路に注意すべきかを見極め、優先順位付けすることが重要

## <技術流出の様々な経路（例）>

### 第2章にて解説

#### 生産拠点の海外進出に伴う技術流出



完全子会社や合併会社の設立、現地企業への製造委託等、様々な手法があるが、現地拠点のガバナンス確保や情報管理が不十分なために、生産技術が流出するケースがある

### 第3章にて解説

#### 人を通じた技術流出



役職員等が、接待含む不適切な接触等を契機に技術を漏えいしたり、競合他社が、技術獲得を目的に技術者を引き抜くようなケースがある

### 第4章にて解説

#### 共同研究に伴う技術流出



研究パートナーである企業・大学等や研究参加者の情報管理が不十分であったり、他の企業や大学等との共同研究に流用され、技術流出に至るケースがある

### 第5章にて解説

#### すり合わせに伴う技術流出



サプライチェーンの上流・下流に位置する調達元や顧客、またサプライチェーンの外に属する製造装置の調達先等と、仕様調整に係るすり合わせを通じ、自社の技術情報が流出するケースがある

### 第1章にて解説

各経路に対する共通する対策として、経営層によるリーダーシップと、技術流出対策に関する組織体制の構築、重点的に守るべき技術の特定・評価が重要である

## 本ガイドスの構成（細目）

### 第0章 はじめに

- 1 本ガイドスの目的等
- 2 技術流出の経路と本ガイドスの構成

### 第1章 各章で共通する技術流出対策

- 1 組織体制の構築・リスクマネジメント
  - ① 経営層によるリーダーシップとアクション
  - ② 司令塔となる部署の設置
- 2 重点的に守るべき技術の特定・評価
  - ① 重要技術の位置づけを評価
  - ② 自社の競争力の源泉となるコア技術の特定
  - ③ 技術の特徴等に応じた適切な知的財産戦略
  - ④ 営業秘密管理の徹底

### 第2章 生産拠点の海外進出に伴う技術流出への対策

#### 0 技術流出事例

#### 1 計画前・計画段階において取り組むべき事項

- ① 日本社内の情報管理体制の整備
- ② 相手国の制度の確認
- ③ 相手国の技術的関心の確認
- ④ 相手国の労働法制・慣習・雇用情勢等の確認
- ⑤ 情報管理体制等に関する取引先のデューデリジェンス（DD）の実施
- ⑥ ステークホルダーに対する事前説明

#### 2 契約締結時に取り組むべき事項

- ① 提供する技術の内容等の明確化
- ② 技術情報の取扱いに係る遵守事項の明確化
- ③ 事情変更が生じた場合の対応の明確化
- ④ 契約終了後の手続の明確化
- ⑤ （合弁契約の場合）ガバナンスの確保

#### 3 海外事業の実施段階において取り組むべき事項

- ① 段階的な技術提供
- ② 情報のブラックボックス化
- ③ 技術情報提供後の情報管理の徹底
- ④ 製造設備のメンテナンス管理の徹底

#### 4 撤退・契約終了時に取り組むべき事項

- ① 撤退計画に対応した適切な情報管理の徹底
- ② 製造設備の適切な管理・処分
- ③ 撤退後のフォローアップ

#### 5 その他の取組事項

- ① 海外の研究開発拠点に対する管理の徹底

### 第3章 人を通じた技術流出への対策

#### 0 技術流出事例

#### 1 技術流出を防ぐために未然に取り組むべき事項

- (1) ルール面での対応
  - ① 情報管理に関するルールの整備・運用の徹底
  - ② 情報管理状況の監査と重要プロジェクトの配置等への反映
- (2) 人事面での対応
  - ③ 情報管理に関する定期的・階層的な研修の実施
  - ④ 法令上必要な事項の採用時確認
  - ⑤ 重要技術を扱う部署への配属に際しての確認
  - ⑥ 副業等を通じた情報流出の防止
  - ⑦ 競業禁止義務契約の適切な活用
- (3) システム面での対応
  - ⑧ アクセスコントロールの徹底
  - ⑨ 退職時のアクセス制限
  - ⑩ デバイスの管理・利用ルールの徹底
  - ⑪ ソフトウェアやSNS等の利用ルールの徹底
  - ⑫ 技術流出に繋がるおそれのある行為の検知・警告

#### (4) オペレーション面での対応

- ⑬ 工程の細分化・全体工程を知る役職員の限定
- ⑭ 海外出張や赴任時の情報管理
- ⑮ 展示会等を契機とする部外者との接触への対応

#### 2 技術流出した場合に取り組むべき事項

- ① 違反に対する毅然とした対応
- ② 再発防止策の策定・徹底

#### 3 技術者の流出に対して取り組むべき事項

- ① イノベーションを生み続ける（技術の陳腐化の加速）
- ② 優秀な技術者の流出防止
- ③ 退職者との良好な関係の構築

## 本ガイドスの構成（細目）

### 第4章 共同研究に伴う技術流出への対策

#### 0 技術流出事例

##### 1 計画段階において取り組むべき事項

- (1) リスクマネジメントプロセスの導入
  - ① リスクマネジメントプロセスの導入
- (2) 自社における研究体制の確認
  - ② 共同研究に従事する役職員の決定
- (3) テーマ選定における取組事項
  - ③ 技術の重要性を踏まえたリスク評価と研究テーマ選定
- (4) パートナー選定における取組事項
  - ④ パートナー候補のDDの徹底（相手国の観点）
  - ⑤ パートナー候補のDDの徹底（組織の観点）
  - ⑥ パートナー候補のDDの徹底（関与する個人の観点）

##### 2 契約締結時に取り組むべき事項

- ① 事前のNDA締結と段階的な情報開示、NDA締結前の特許出願
- ② 自社の契約書ひな型の活用とリスクに応じた契約条件設定
- ③ 共同研究の目的・テーマの範囲の画定
- ④ 研究参加メンバーや情報の取扱方法の明確化
- ⑤ 提供する技術情報の範囲と、知的財産の帰属等の明確化
- ⑥ 秘密保持義務・競業禁止義務の設定
- ⑦ モニタリング条項の設定と実施による情報管理の確認
- ⑧ 共同研究先の業績悪化・資本変動等に備えた解除事由等の設定
- ⑨ 非公開範囲の設定や、成果公開時の事前承諾手続等の明確化
- ⑩ 契約終了後の情報返却・削除義務の明確化と履行確認
- ⑪ 国外訴訟・法制度リスクへの備え

##### 3 共同研究の実施段階において取り組むべき事項

- ① 研究計画等における情報の利用・管理ルールの明確化
- ② 相手方への情報管理体制強化要請とモニタリングの実施
- ③ 情報アクセス制限と物理的セキュリティ強化による漏えい防止
- ④ 委託先・クラウド利用時の情報管理の徹底
- ⑤ 堅牢なセキュリティ対策の導入や、外部ツールの利用制限の検討
- ⑥ セキュリティ担当者の配置とサイバー防御態勢の強化
- ⑦ 技術流出発生時のインシデント対応計画と対応体制の整備

#### 4 研究終了時に取り組むべき事項

- ① 終了後のモニタリングと文書等の適切な管理
- ② 技術情報やサンプルの返還・廃棄の徹底

### 第5章 すり合わせに伴う技術流出への対策

#### 0 技術流出事例

##### 1 取引開始前に取り組むべき事項

- ① 取引先のリスク評価を行う
- ② 取引開始前の情報提供の範囲の限定

##### 2 契約締結時に取り組むべき事項

- ① 秘密保持義務・情報の取扱方法等の規定
- ② 資本変動等に備えた解除事由等の設定

##### 3 サプライチェーンの中との連携において取り組むべき事項

- ① サプライチェーンの上流（仕入れ先）に対する情報提供範囲の制限
- ② サプライチェーンの下流（顧客等）に対する情報提供範囲の制限

##### 4 サプライチェーンの外との連携において取り組むべき事項

- ① サプライチェーン外（製造装置メーカー等）との連携時の情報提供制限
- ② サプライチェーン外との連携時における情報管理状況の確認

(参考) 研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書について